**看護学生の実習施設の要件等について**

看護学生の実習施設の要件（令和4年度より適用）

　①原則として養成所が所在する都道府県内にあること。

　②実習施設が同時に受け入れることができる学生数は、看護師養成所と実習施設との間において

　 十分な調整を図り、適切な数を定めること。

　③実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。

　④実習施設には、学生の更衣及び休憩が可能な場所や討議等が実施できる場所が設けられていることが

　 望ましい。

　⑤看護職員の半数以上が看護師であること。

　⑥看護部門としての方針が明確であること。

　⑦看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

　⑧看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が

明記されていること。

　⑨看護基準や看護手順が作成、常時活用され、さらに評価、見直されていること。

　⑩看護に関する諸記録が適正に行われていること。

　⑪実習生が実習する看護単位には、実習指導者が２人以上配置されていることが望ましい。

　⑫病院以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。

　　また学生の指導を担当できる適当な看護師を実習指導者とみなすことができる。ただし、看護職員が配置されて

　　いない施設においては看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が必要時に受けられる体制

　　を整備すること。

地域・在宅看護論の実習施設の要件

　①　複数の訪問看護専任者がいる。

　②　利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されている。

実習施設となる手続

　①　看護師等学校養成所が、病院等の施設に実習受入れに関する相談をする。

　②　病院等の施設が、実習受入れを承諾した場合、看護師等学校養成所に承諾書を発行する。

　③　看護師等学校養成所は、実習施設の承認申請書を添付書類とともに県に提出する。

　④　県は、申請された施設の実地調査を行う。（初めて実習受入施設となる場合等）

　⑤　県は提出された書類及び実地調査の結果（実施時）を踏まえ承認する。

**臨地実習指導者になるための研修（令和５年度予定）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 研　修　名 | 対　　象 | 目　　的 | 定　員 | 日　　程 | 会　　場 |
| **看護学生実習指導者講習会** | 実習指導者の任にある者又はその予定の者で、保健師,助産師又は看護師として３年以上の実務経験がある者 | 看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導に必要な知識・技術を習得する。 | １００人 | 令和５年  １２月８日(金)～令和６年  2月２０日(火)  のうち28日間 | 埼玉地域看護研修センター（北浦和） |

**※令和５年度特定分野の実習指導者講習会は終了しました。**

**看護学生実習受入実績**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
| 病　　　院 | １９７ | １９９ | １９９ | ２０２ | ２０４ |
| 分娩取扱い有床診療所 | ２９ | ２６ | ２４ | ２７ | ３５ |
| 助　産　所 | １４ | １１ | ８ | ７ | ９ |
| 訪問看護ステーション | １６２ | １６３ | １８２ | １８４ | １８３ |